

松阪市森林公園条例

改正後	改正前
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除</p> <p>(3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p>	<p>(利用料金の免除)</p> <p>第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p>